

いじめ防止基本方針

1. 基本理念

本校は、生徒一人ひとりの人格と個性を尊重し、全ての生徒が安全で安心して学ぶことができる環境を提供することを基本理念とします。いじめを許さない姿勢を貫き、すべての生徒が心身ともに健やかに成長できる場を目指します。

2. いじめの定義

いじめとは、他の生徒に対して意図的に苦痛を与える行為全般を指し、身体的暴力、言葉による嫌がらせ、インターネットや SNS を利用した嫌がらせなどが含まれます。これには、集団的または個別的な行為が含まれ、被害者が苦痛を感じる全ての行為を対象とします。

具体例としては、以下のような行為が挙げられます：

身体的いじめ：殴る、蹴る、押し倒すなどの暴力行為。

言葉によるいじめ：暴言や侮辱、脅迫、嘲笑。

無視や排斥：集団で特定の生徒を無視したり、孤立させる行為。

SNS での嫌がらせ：誹謗中傷、悪口、嫌がらせメッセージの送信。

噂の拡散：事実無根の噂を広めて、特定の生徒を貶める行為。

物の隠匿や破壊：所有物を隠したり、壊したりする行為。

強要行為：嫌がることを無理強いする行為。

性的嫌がらせ：性的な言動や行為による嫌がらせ。

金銭の要求：お金を要求したり、脅して奪う行為。

ネット上のなりすまし：他人の名前やアカウントを使って嫌がらせをする行為。

3. いじめ防止のための基本方針

学校全体の取り組み：いじめ防止のために、学校全体での啓発活動や教育を行い、いじめに対する意識を高めます。

教育・啓発活動：全校生徒および教職員に対し、いじめの定義、影響、対応方法についての教育・啓発活動を定期的実施します。

相談体制の整備：いじめに関する相談窓口を設置し、匿名での相談も受け付けます。教職員は適切な対応方法を習得し、生徒が安心して相談できる環境を整えます。

4. いじめの防止と早期発見の取り組み

インターネットの適正利用：生徒に対して、インターネットや SNS の適正な利用に関する教育を行い、サイバーいじめの防止に努めます。

見守り活動：教職員が日常的に生徒の行動を観察し、いじめの兆候を早期に発見するための見守り活動を行います。

アンケート調査：定期的に生徒対象のアンケートを実施し、いじめの実態把握に努めます。

5. いじめ発見時の対応

迅速な対応：いじめが発見された場合、速やかに事実関係を調査し、関係者との面談を通じて適切な対応を行います。

被害者の保護：いじめの被害者には心身のケアを行い、必要に応じてカウンセリングや医療機関の紹介を行います。

加害者への指導：いじめを行った生徒には、再発防止のための指導や必要に応じて専門機関との連携を行います。

6. 関係機関との連携

いじめ問題の解決に向けて、必要に応じて警察、児童相談所、専門カウンセラーなどの関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。

7. 評価と見直し

いじめ防止基本方針および対策の効果を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。生徒や保護者からの意見を積極的に取り入れ、方針の改善に努めます。